

平成10年毎月勤労統計調査特別調査結果の概要《三重県分》

I 調査の目的

この調査は、毎月実施している、常用労働者5人以上の事業所を対象とした「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的に、常用労働者1～4人の小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の状況を明らかにするため、年1回実施するものである。

II 調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業(家事サービス業及び外国公務を除く)に属する事業所で、平成10年7月31日現在1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち、労働大臣が指定した地域に所在する約400事業所について調査を行った。

III 利用上の注意

1 統計表の符号について

「X」…集計事業所数が少ない(10未満)ため公表しないもの。

「-」…事実のないもの。

2 その他

この調査結果の数値は、三重県内の1～4人規模の全事業所を調査すれば得られる数値に復元したものである。また、5人以上規模事業所及び30人以上規模事業所の数値は、「毎月勤労統計調査地方調査」の平成10年7月分の数値である。

IV 調査結果の概要

1 賃金

(1) きまって支給する現金給与額

平成10年7月における1～4人規模事業所(以下「1～4人規模」という。)の月間きまって支給する現金給与額は、188,654円(前年比0.7%減)で、前年に比べて1,325円減少した。

男女別にみると、男子は271,320円(前年比0.6%減)で前年に比べて1,762円減少し、女子は137,455円(前年比1.6%減)で前年に比べて2,289円減少した。

主な産業別にみると、製造業が184,259円で前年に比べて12,983円(7.6%)、運輸・通信業が269,028円で同じく10,303円(4.0%)増加したのに対し、建設業は279,834円で前年に比べて23,141円(7.6%)、サービス業は173,621円で同じく13,240円(7.1%)減少した。(表1、表6、図1)

また、他の事業所規模の調査産業計と比較するため1～4人規模を100としたとき、5人以上規模事業所(以下「5人以上」という。)は143.2(前年144.6)、30人以上規模事業所(以下「30人以上」という。)は157.5(前年158.4)となり、いずれの格差も縮小した。産業別に比較すると、5人以上と30人以上のいずれもサービス業が最も格差が大きくなっている。(表6、図2)

表1 産業別、性別きまって支給する現金給与額

産業	計			男子			女子		
	平成10年	平成9年	対前年増減率	平成10年	平成9年	対前年増減率	平成10年	平成9年	対前年増減率
調査産業計	188,654	189,979	-0.7	271,320	273,082	-0.6	137,455	139,744	-1.6
建設業	279,834	302,975	-7.6	315,673	348,920	-9.5	145,612	153,184	-4.9
製造業	184,259	171,276	7.6	277,951	262,923	5.7	104,340	102,144	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	269,028	258,725	4.0	331,573	308,949	7.3	189,453	197,630	-4.1
卸売・小売業、飲食店	167,728	167,604	0.1	247,466	248,565	-0.4	130,845	131,438	-0.5
金融・保険業	X	X	X	X	X	X	X	X	X
不動産業	X	X	X	X	X	X	X	X	X
サービス業	173,621	186,861	-7.1	228,561	240,001	-4.8	155,968	163,858	-4.8

図1 産業別きまって支給する現金給与額

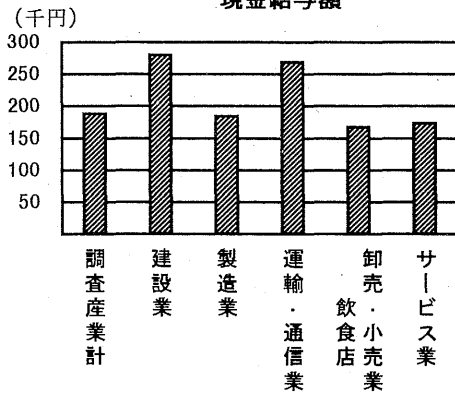
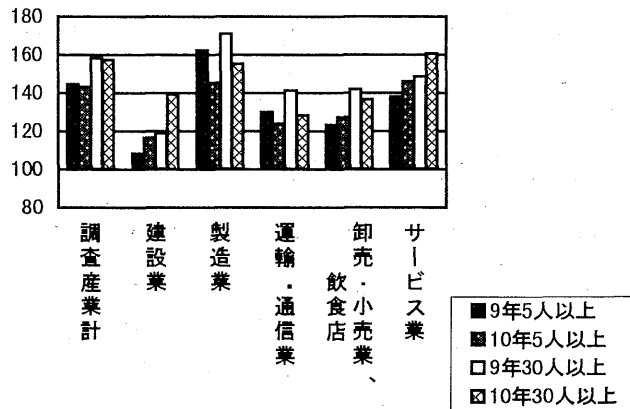


図2 産業別きまって支給する現金給与額の事業所規模間格差指数(1~4人=100)



(2) 特別に支払われた現金給与額

平成9年8月1日から平成10年7月31日までの1年間に賞与など特別に支払われた現金給与額は、329,808円(前年比0.5%増)で、前年に比べて1,576円増加し、きまって支給する現金給与額に対する割合(以下「支給割合」という。)も、1.75ヵ月分と前年差で0.02ヵ月増となった。

男女別にみると、男子は506,480円(前年比8.2%増)、女子は220,096円(前年比8.5%減)となった。

主な産業別に支給額、支給割合をみると、運輸・通信業が1,016,463円、3.78ヵ月で最も高く、次いでサービス業、製造業の順となった。

(表2、表7、図3)

図3 産業別特別に支払われた現金給与額

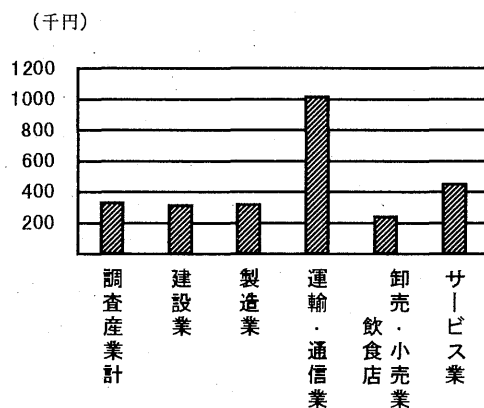


表2 産業別、性別特別に支払われた現金給与額

産 業	計			男 子			女 子		
	平成 10年	平成 9年	対前年 増減率	平成 10年	平成 9年	対前年 増減率	平成 10年	平成 9年	対前年 増減率
	円	円	%	円	円	%	円	円	%
調 査 産 業 計	329,808	328,232	0.5	506,480	468,003	8.2	220,096	240,534	-8.5
調 査 産 業 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	314,698	426,528	-26.2	339,658	441,446	-23.1	224,938	379,163	-40.7
製 造 業	317,688	206,829	53.6	536,206	363,667	47.4	127,880	82,946	54.2
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸・通 信 業	1,016,463	1,008,069	0.8	1,074,892	1,075,064	0.0	922,439	912,171	1.1
卸 売・小 売 業、飲 食 店	237,050	220,856	7.3	459,824	371,714	23.7	139,810	154,513	-9.5
金 融・保 険 業	X	X	X	X	X	X	X	X	X
不 動 産 業	X	X	X	X	X	X	X	X	X
サ ー ビ ス 業	451,082	438,008	3.0	612,864	529,141	15.8	390,592	394,528	-1.0

2 出勤日数と労働時間

(1) 出勤日数

平成10年7月における出勤日数は、22.5日で、前年に比べて0.2日増加した。

男女別にみると、男子は23.3日、女子は22.1日で、男子は前年より0.4日、女子は前年より0.1日それぞれ増加した。

主な産業別にみると、運輸・通信業以外は前年に比べて増加した。(表3、図4)

また、1~4人を100として他の事業所規模の調査産業計と比較すると、5人以上は90.7(前年91.9)、30人以上は91.1(前年91.9)となった。産業別に比較すると、5人以上では、卸売・小売業、飲食店が最も格差が大きく、30人以上規模では、サービス業が最も格差が大きい。(表8、図5)

表3 産業別、性別出勤日数

産 業	計			男 子			女 子		
	平成 10年	平成 9年	前年差	平成 10年	平成 9年	前年差	平成 10年	平成 9年	前年差
	日	日	日	日	日	日	日	日	日
調 査 産 業 計	22.5	22.3	0.2	23.3	22.9	0.4	22.1	22.0	0.1
調 査 産 業 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	22.6	22.3	0.3	23.4	22.6	0.8	20.0	21.4	-1.4
製 造 業	21.5	21.1	0.4	22.4	22.9	-0.5	20.6	19.8	0.8
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸・通 信 業	22.2	22.3	-0.1	23.4	22.8	0.6	20.7	21.6	-0.9
卸 売・小 売 業、飲 食 店	22.9	22.7	0.2	23.1	23.2	-0.1	22.7	22.5	0.2
金 融・保 険 業	X	X	X	X	X	X	X	X	X
不 動 産 業	X	X	X	X	X	X	X	X	X
サ ー ビ ス 業	22.1	21.6	0.5	23.9	22.1	1.8	21.5	21.4	0.1

図4 産業別出勤日数

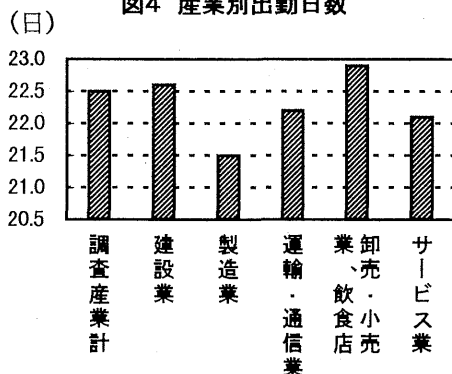
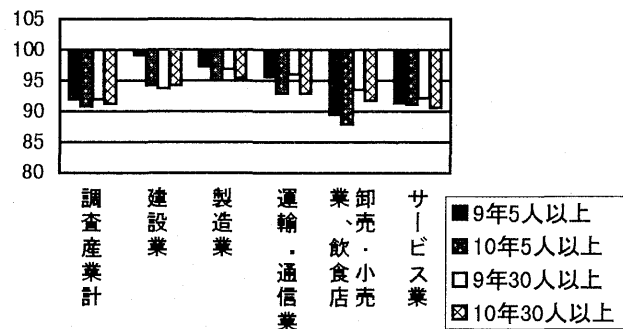


図5 産業別出勤日数の事業所規模間格差指数(1~4人=100)



(2) 労働時間

通常日1日の実労働時間数は7.5時間で、前年並みとなった。

男女別にみると、男子は8.2時間、女子は7.1時間で、男子は0.1時間減少し、女子は前年並みであった。

主な産業別にみると、前年に比べて、建設業で0.1時間増加した以外は、いずれも減少あるいは横ばいとなった。(表4、図6)

また、1~4人を100として他の事業所規模の調査産業計と比較すると、5人以上では104.0(前年105.3)、30人では108.0(前年109.3)となった。産業別に比較すると、いずれの規模も製造業が最も格差が大きくなった。(表9、図7)

表4 産業別、性別通常日1日の実労働時間数

産 業	計			男 子			女 子		
	平成 10年	平成 9年	前年差	平成 10年	平成 9年	前年差	平成 10年	平成 9年	前年差
調 査 産 業 計	7.5	7.5	0.0	8.2	8.3	-0.1	7.1	7.1	0.0
建 設 業	7.8	7.7	0.1	7.9	8.0	-0.1	7.4	6.7	0.7
製 造 業	7.2	7.3	-0.1	8.0	8.3	-0.3	6.4	6.6	-0.2
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸・通 信 業	8.1	8.2	-0.1	8.4	8.3	0.1	7.7	7.9	-0.2
卸 売・小 売 業、飲 食 店	7.6	7.6	0.0	8.5	8.6	-0.1	7.2	7.1	0.1
金 融 保 険 業	X	X	X	X	X	X	X	X	X
不 動 産 業	X	X	X	X	X	X	X	X	X
サ ー ビ ス 業	7.1	7.2	-0.1	7.7	7.6	0.1	6.9	7.1	-0.2

図6 産業別通常日1日の実労働時間数

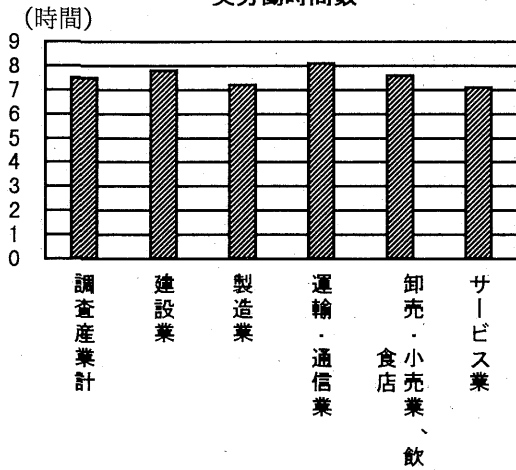
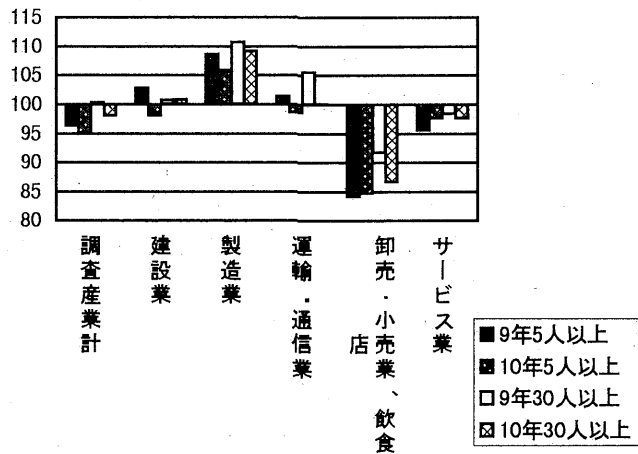


図7 産業別月間総実労働時間数の事業所規模間格差指数(1~4人=100)



3 雇用

1～4人規模事業所における労働者の産業別構成比をみると、卸売・小売業、飲食店が53.7%と半数以上を占めており、次いでサービス業、建設業、製造業の順となった。

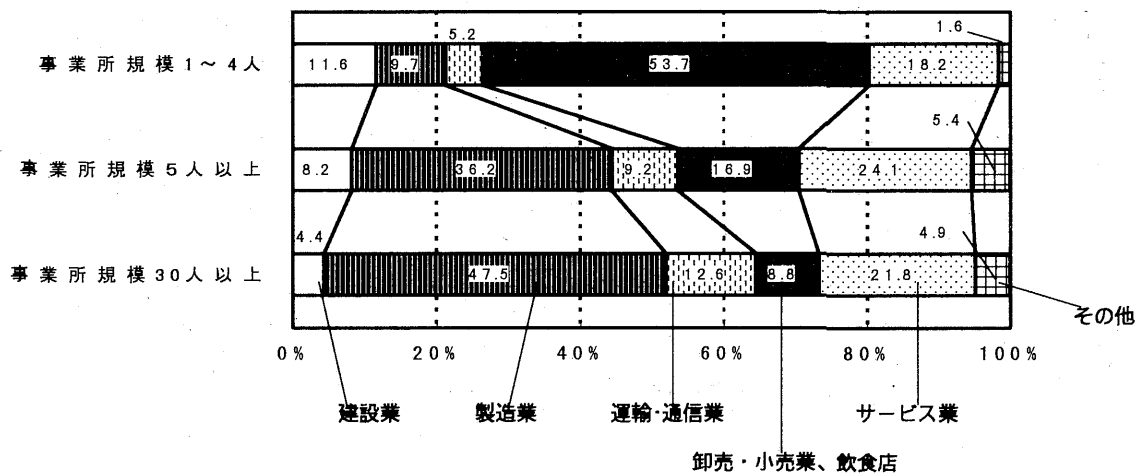
男女別にみると、男子では、卸売・小売業、飲食店(44.4%)と建設業(24.0%)の2つの産業で7割近くを占め、女子では、卸売・小売業、飲食店(59.5%)、サービス業(22.3%)の2つの産業で8割以上を占めた。また、女子の占める割合を調査産業計でみると、61.8%で前年を0.5ポイント下回り、産業別にみるとサービス業では4分の3強、卸売・小売業、飲食店でも7割近くを占めた。

他の事業所規模における産業別構成と比較すると、1～4人規模事業所では9.7%である製造業が、5人以上規模では36.2%と高くなり、さらに30人以上規模では47.5%と半数近くを占めた。一方、1～4人規模事業所では最も高い卸売・小売業、飲食店は、5人以上規模では16.9%となり、さらに30人以上規模では8.8%と低くなった。(表5、図8)

表5 事業所規模別、性別労働者の産業別構成比及び女子の占める割合

産 業	1～4人					5人以上					30人以上				
	計	男子	女子			計	男子	女子			計	男子	女子		
			女子の占める割合					女子の占める割合					女子の占める割合		
			10年	9年	%			10年	9年	%			10年	9年	%
調査産業計	100.0	100.0	100.0	61.8	62.3	100.0	100.0	100.0	40.9	41.1	100.0	100.0	100.0	36.3	36.4
鉱業	-	-	-	-	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
建設業	11.6	24.0	4.0	21.1	23.5	8.2	11.8	2.9	14.6	17.7	4.4	6.2	1.1	9.5	10.6
製造業	9.7	11.7	8.5	54.0	57.0	36.2	38.9	32.4	36.6	35.6	47.5	50.9	41.6	31.7	31.6
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	1.0	1.4	0.3	12.4	14.6	1.3	1.7	0.5	14.5	16.2
運輸・通信業	5.2	7.5	3.7	44.0	45.1	9.2	13.5	3.1	13.6	16.1	12.6	17.0	4.7	13.7	12.2
卸売・小売業、飲食店	53.7	44.4	59.5	68.4	69.1	16.9	14.7	20.1	48.5	50.5	8.8	6.1	13.5	55.6	51.1
金融・保険業	X	X	X	X	X	3.7	3.0	4.7	51.6	44.5	3.4	2.9	4.1	44.4	41.1
不動産業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
サービス業	18.2	11.6	22.3	75.7	69.8	24.1	15.8	36.1	61.3	60.6	21.8	14.8	34.1	56.8	58.9

図8 事業所規模別労働者の産業別構成



(注) 「その他」とは、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、不動産業の合計である。

表6 産業別、性別きまって支給する現金給与額の事業所規模間格差

産 業	金 額						1~4人の水準=100として	
	1~4人		5人以上		30人以上		5人以上	30人以上
	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	(前年)	(前年)	
	円	円	円	円	円	円	円	
調 査 産 業 計	188,654	-1,325	270,064	-4,688	297,084	-3,901	143.2(144.6)	157.5(158.4)
男子	271,320	-1,762	340,036	-9,894	362,797	-6,783	125.3(128.1)	133.7(135.3)
女子	137,455	-2,289	169,038	1,764	181,616	-68	123.0(119.7)	132.1(130.0)
建 設 業	279,834	-23,141	326,195	-1,732	389,826	29,054	116.6(108.2)	139.3(119.1)
男子	315,673	-33,247	351,457	-8,065	414,299	29,850	111.3(103.0)	131.2(110.2)
女子	145,612	-7,572	177,436	-4,153	159,457	-1,888	121.9(118.5)	109.5(105.3)
製 造 業	184,259	12,983	267,517	-10,785	286,434	-6,338	145.2(162.5)	155.5(170.9)
男子	277,951	15,028	335,552	-11,094	343,639	-8,355	120.7(131.8)	123.6(133.9)
女子	104,340	2,196	149,374	-5,522	162,890	-1,889	143.2(151.6)	156.1(161.3)
運 輸 ・ 通 信 業	269,028	10,303	333,406	-3,172	345,559	-19,885	123.9(130.1)	128.4(141.2)
男子	331,573	22,624	360,893	-8,227	374,792	-17,387	108.8(119.5)	113.0(126.9)
女子	189,453	-8,177	156,243	-10,408	158,043	-17,806	82.5(84.3)	83.4(89.0)
卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店	167,728	124	213,557	6,677	229,213	-8,578	127.3(123.4)	136.7(141.9)
男子	247,466	-1,099	290,156	1,069	333,463	757	117.3(116.3)	134.8(133.9)
女子	130,845	-593	132,429	6,787	146,219	-708	101.2(95.6)	111.7(111.8)
サ ー ビ ス 業	173,621	-13,240	253,739	-3,680	279,213	1,427	146.1(137.8)	160.8(148.7)
男子	228,561	-11,440	335,573	-19,894	362,420	-14,424	146.8(148.1)	158.6(157.0)
女子	155,968	-7,890	202,334	7,947	216,232	6,601	129.7(118.6)	138.6(127.9)

表7 産業別、性別特別に支払われた現金給与額及び支給割合

産 業	計			男 子			女 子		
	平成	支給割合		平成	支給割合		平成	支給割合	
	10年	前年差	前年差	10年	前年差	前年差	10年	前年差	前年差
	円	カ月分	カ月分	円	カ月分	カ月分	円	カ月分	カ月分
調 査 産 業 計	329,808	1.75	0.02	506,480	1.87	0.16	220,096	1.60	-0.12
調 査 業 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	314,698	1.12	-0.29	339,658	1.08	-0.19	224,938	1.54	-0.94
製 造 業	317,688	1.72	0.51	536,206	1.93	0.55	127,880	1.23	0.42
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 ・ 通 信 業	1,016,463	3.78	-0.12	1,074,892	3.24	-0.24	922,439	4.87	0.25
卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店	237,050	1.41	0.09	459,824	1.86	0.36	139,810	1.07	-0.11
金 融 ・ 保 険 業	X	X	X	X	X	X	X	X	X
不 動 産 業	X	X	X	X	X	X	X	X	X
サ ー ビ ス 業	451,082	2.60	0.26	612,864	2.68	0.48	390,592	2.50	0.09

表8 産業別、性別出勤日数の事業所規模間格差

産 業	日 数						1~4人の水準=100として	
	1~4人		5人以上		30人以上		5人以上	30人以上
	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	(前年)	(前年)	
	日	日	日	日	日	日	日	
調 査 産 業 計	22.5	0.2	20.4	-0.1	20.5	0.0	90.7(91.9)	91.1(91.9)
男子	23.3	0.4	20.8	-0.2	20.8	-0.1	89.3(91.7)	89.3(91.3)
女子	22.1	0.1	19.7	0.0	19.9	0.1	89.1(89.5)	90.0(90.0)
建 設 業	22.6	0.3	21.3	-0.8	21.3	0.4	94.2(99.1)	94.2(93.7)
男子	23.4	0.8	21.4	-0.7	21.4	0.3	91.5(97.8)	91.5(93.4)
女子	20.0	-1.4	21.1	-0.6	19.9	0.2	105.5(101.4)	99.5(92.1)
製 造 業	21.5	0.4	20.4	-0.1	20.5	0.1	94.9(97.2)	95.3(96.7)
男子	22.4	-0.5	20.9	0.1	20.9	0.2	93.3(90.8)	93.3(90.4)
女子	20.6	0.8	19.5	-0.4	19.6	-0.1	94.7(100.5)	95.1(99.5)
運 輸 ・ 通 信 業	22.2	-0.1	20.6	-0.7	20.6	-0.8	92.8(95.5)	92.8(96.0)
男子	23.4	0.6	20.6	-0.7	20.6	-0.9	88.0(93.4)	88.0(94.3)
女子	20.7	-0.9	20.1	-1.2	20.4	-0.2	97.1(98.6)	98.6(95.4)
卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店	22.9	0.2	20.1	-0.2	21.0	-0.2	87.8(89.4)	91.7(93.4)
男子	23.1	-0.1	20.9	-0.1	21.8	-0.3	90.5(90.5)	94.4(95.3)
女子	22.7	0.2	19.3	-0.4	20.3	-0.2	85.0(87.6)	89.4(91.1)
サ ー ビ ス 業	22.1	0.5	20.1	0.4	20.0	0.1	91.0(91.2)	90.5(92.1)
男子	23.9	1.8	20.2	-0.3	19.9	-0.5	84.5(92.8)	83.3(92.3)
女子	21.5	0.1	20.1	0.8	20.0	0.5	93.5(90.2)	93.0(91.1)

表9 産業別、性別通常日1日の実労働時間数の事業所規模間格差

産 業	時 間						1~4人の水準=100として	
	1~4人		5人以上		30人以上		5人以上	30人以上
	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	(前年)	(前年)	
調 査 産 業 計	7.5	0.0	7.8	-0.1	8.1	-0.1	104.0(105.3)	108.0(109.3)
男子	8.2	0.0	8.3	-0.1	8.5	-0.1	101.2(102.4)	103.7(104.9)
女子	7.1	0.0	7.2	0.1	7.4	-0.1	101.4(100.0)	104.2(105.6)
建 設 業	7.8	0.0	8.1	0.1	8.3	0.0	103.8(102.6)	106.4(106.4)
男子	7.9	0.0	8.2	0.0	8.4	0.1	103.8(103.8)	106.3(105.1)
女子	7.4	0.0	7.3	-0.1	7.7	0.0	98.6(100.0)	104.1(104.1)
製 造 業	7.2	0.0	8.0	-0.2	8.2	-0.2	111.1(113.9)	113.9(116.7)
男子	8.0	0.0	8.4	-0.1	8.5	-0.1	105.0(106.3)	106.3(107.5)
女子	6.4	0.0	7.3	-0.2	7.7	-0.1	114.1(117.2)	120.3(121.9)
運 輸 ・ 通 信 業	8.1	X	8.6	-0.1	8.7	-0.3	106.2(107.4)	107.4(111.1)
男子	8.4	X	8.9	-0.2	9.0	-0.2	106.0(108.3)	107.1(109.5)
女子	7.7	X	6.8	-0.1	6.9	-0.7	88.3(89.6)	89.6(98.7)
卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	7.6	0.0	7.3	0.2	7.2	-0.3	96.1(93.4)	94.7(98.7)
男子	8.5	0.0	8.0	0.0	7.9	-0.2	94.1(94.1)	92.9(95.3)
女子	7.2	0.0	6.5	0.2	6.6	-0.1	90.3(87.5)	91.7(93.1)
サ ー ビ ス 業	7.1	0.0	7.6	0.1	7.7	0.0	107.0(105.6)	108.5(108.5)
男子	7.7	0.0	8.0	0.0	8.1	0.0	103.9(103.9)	105.2(105.2)
女子	6.9	0.0	7.4	0.2	7.4	0.0	107.2(104.3)	107.2(107.2)

(注) 5人以上及び30人以上については、毎月勤労統計調査地方調査平成10年7月分の結果であり、実労働時間数は月間総実労働時間を出勤日数で除して算出している。

表10 全国の産業別、性別きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日通常日1日の実労働時間数、労働者構成比

産 業	きまって支給する現金給与額			特別に支払われた現金給与額		
	計	男子	女子	計	男子	女子
調 査 産 業 計	201,453	278,010	142,567	334,987	489,877	210,481
調 査 産 業 計	245,915	276,755	151,921	137,651	124,510	181,408
建 設 業	274,433	303,798	161,488	331,183	363,491	209,830
製 造 業	217,997	294,017	135,091	307,400	454,579	145,135
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	300,685	334,296	123,080	1,035,571	1,183,822	395,394
運 輸 ・ 通 信 業	261,091	309,477	186,979	794,451	929,417	578,989
卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	175,037	257,016	127,825	258,007	457,606	137,315
金 融 ・ 保 険 業	273,011	404,895	180,245	867,759	1,362,242	509,208
不 動 産 業	244,685	300,881	190,567	324,940	441,809	213,987
サ ー ビ ス 業	192,550	263,559	155,593	397,703	575,594	301,650

産 業	出勤日数			1日の実労働時間			労働者構成比		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
調 査 産 業 計	22.0	22.8	21.4	7.3	8.0	6.8	100.0	100.0	100.0
調 査 産 業 計	20.8	21.3	19.1	7.2	7.4	6.6	0.1	0.1	0.0
建 設 業	22.5	22.6	22.0	7.7	7.9	7.0	11.1	20.2	4.0
製 造 業	21.8	22.6	20.9	7.4	8.0	6.7	11.6	14.0	9.9
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	21.9	21.9	21.9	8.3	8.5	7.4	0.0	0.1	0.0
運 輸 ・ 通 信 業	21.3	22.1	20.1	7.9	8.2	7.6	2.5	3.4	1.7
卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	22.2	23.2	21.6	7.1	8.1	6.6	41.7	35.0	46.8
金 融 ・ 保 険 業	21.1	21.3	20.9	7.6	8.0	7.3	1.1	1.1	1.2
不 動 産 業	22.4	23.2	21.7	7.4	7.8	7.0	2.9	3.3	2.6
サ ー ビ ス 業	21.6	22.5	21.2	7.3	7.9	6.9	29.0	22.9	33.8

(注) 労働者構成比の「鉱業」の女子と、「電気・ガス・熱供給・水道業」の計及び女子の「0.0」は単位未満である。

V 主な用語の定義

1 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当する人をいう。

イ 期間を定めず、又は、1ヵ月を超える期間を定めて雇われている人。

ロ 同一事業所に日々又は1ヵ月以内の期間を限って雇われていた者のうち、5月と6月にそれぞれ18日以上雇われた人。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、雇用者として一定の職務に従事し、役員としての報酬以外に一般雇用者と同じ基準で毎月給与が算定されている人は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記イ、ロの条件を満たしてしている人も常用労働者に含める。

2 きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額(超過勤務手当を含む。)のことをいう。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

3 特別に支払われた現金給与額

平成9年8月1日から平成10年7月31日までの1年間分の一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3ヵ月を超える期間ごとに支払われた現金給与額のことです。主なものとして夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本特別調査においては、勤続1年以上の方1人当たりの平均を算出している。

4 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間のことで休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。